

平成28年台風10号の被害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険失業給付を受給している方が、平成28年台風10号による被害により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出は不要です）。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、来所日の前日までの失業の認定を一括で行います。

※やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 災害救助法の適用地域※にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

※岩手県内の災害救助法の適用地域(H28.8.31 現在)

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、
下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町

制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

岩手労働局管内ハローワーク一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
岩手労働局職業安定部 職業安定課	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階	019-604-3004
ハローワーク盛岡	020-0885 盛岡市紺屋町 7-26	019-624-8907 (給付課) 019-624-8906 (適用課)
ハローワーク沼宮内 (出)	028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内 7-11-3	0195-62-2139
ハローワーク釜石	026-0043 釜石市新町 6-55	0193-23-8609
ハローワーク遠野 (出)	028-0524 遠野市新町 2-7	0198-62-2842
ハローワーク宮古	027-0038 宮古市小山田 1-1-1	0193-63-8609
ハローワーク花巻	025-0098 花巻市材木町 27-10	0198-23-5118
ハローワーク一関	021-0026 一関市山目字前田 13-3	0191-23-4135
ハローワーク水沢	023-8502 奥州市水沢区東中通り 1 丁目 5-35	0197-24-8609
ハローワーク北上	024-0091 北上市大曲町 5-17	0197-63-3314
ハローワーク大船渡	022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢 17-3	0192-27-4165
ハローワーク二戸	028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1	0195-23-3341
ハローワーク久慈	028-0051 久慈市川崎町 2-15	0194-53-3374